

各対策項目の主な取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	①特措法の規定に基づき、必要に応じた町行動計画の見直し ②行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練や研修の実施 ③業務継続計画の改定等 ④国や県、関係機関との連携強化	①発生動向等に関する情報収集 ②国・県の対策本部設置に伴う町対策本部の設置。	①地域の実情に応じた対策の実施 ②まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に関する総合調整。 ③政府対策本部の廃止に伴う町対策本部の廃止。
2 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	①基本的な感染症対策等の住民へのわかりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ③双方向のコミュニケーション体制の整備・取組推進	①その時点で把握している科学的知見に基づく、有効な感染防止対策等の町民等へのわかりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別、偽・誤情報への対応 ③双方向のコミュニケーションの実施、コールセンターの設置	①同左 ②同左 ③同左
3 まん延防止	①想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義についての周知・広報 ②基本的な感染対策の普及 ③町民等に対するまん延防止対策への理解促進	①国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備	-
4 ワクチン (新)	①ワクチン接種に必要な資材の把握 ②関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築の準備 ③町民等への予防接種やワクチンへの普及啓発及び情報提供・共有	①ワクチンの接種に必要な資材の確保の準備 ②接種に必要な人員、会場等を含めた接種体制の構築	①初動期に構築した接種体制に基づく接種 ②町民等への予防接種の実施等に関する情報提供・共有 ③接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制の拡充
5 保健 (新)	-	-	①地域における情報の提供・共有、リスクコミュニケーション ②県と連携した健康観察及び生活支援の実施。
6 物資 (新)	①必要な感染防止対策物資を備蓄し、定期的に確認。 ②消防機関における個人防護具の備蓄等の推進。	-	-
7 住民の生活及び地域 経済の安定の確保	①業務継続計画の重要性等について周知し、策定を促進 ②必要な食料品や生活必需品等の物資や資材の備蓄 ③火葬能力等の把握、火葬体制の整備	①町民や事業者等に事業継続のために必要な感染対策等の呼びかけ ②遺体の火葬・安置に係る資機材等の確保	①心身への影響に関する施策、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定に関する施策等の実施 ②事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置の実施 ③必要に応じた一時的な埋葬の活用

徳之島町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 令和8年(2026年)2月改定

【計画の見直し】
状況変化等に的確に対応するため、政府、県行動計画等の見直しに合わせて検討を行う。

計画改定の経緯

国は、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を抜本改正した。県は、改正後の政府行動計画に基づき令和7年3月に「県行動計画」を改定。町は国及び県の行動計画に基づき「町行動計画」を改定

計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定による計画として、新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ、感染症危機に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ新興感染症の発生・まん延時の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るために定めるもの。

対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

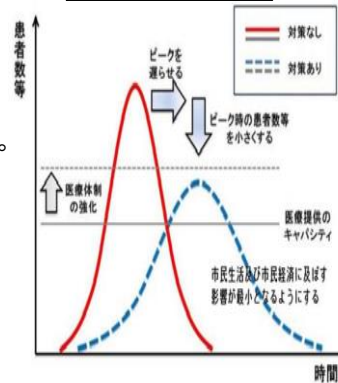
主な改正内容

- 時期の区分等
 - 対策項目
- ・記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実
 - ・7項目に拡充(新型コロナウイルス対応で課題となった項目を独立、記載を充実)
 - ・中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・住民生活及び住民経済の安定を確保する。
 - ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の概念図



計画の構成

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画
 - 第1章 新型インフルエンザ等特別措置法の意義等
 - 第1節 感染症危機を取り巻く状況
 - 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
 - 第3節 町の感染症危機管理の体制
 - 第2章 町行動計画の作成と感染症危機対応
 - 第1節 町行動計画の作成
 - 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経緯
 - 第3節 町行動計画改定の目的
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
 - 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
 - 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
 - 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
 - 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
 - 第2章 対策推進のための役割分担
 - 第1節 国の役割
 - 第2節 県及び町の役割
 - 第3節 医療機関等の役割
 - 第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目等
 - 第1節 町行動計画における対策項目等
- 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
 - 第1章 実施体制
 - 第1節 準備期 ※以下、第2章、第4章、第7章は同じ
 - 第2節 初動期
 - 第3節 対応期
 - 第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
 - 第3章 まん延防止
 - 第1節 準備期
 - 第2節 初動期
 - 第4章 ワクチン
 - 第5章 保健
 - 第3節 対応期
 - 第6章 物資
 - 第1節 準備期
 - 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保